

國府

た、某海と云る例なり、さて此に洲羽とのみは云ずして海としも云るは道のある限は逃賜ひつるが、此湖の岸に至りて終に道絶て逃べきすべく窮れる由にて追到と云る、即其意なり、凡て世季留ハ狭むるなり、世麻留は狭か、ればかの須夫麻理も、此神の追迫られて、此處に窮まり賜へる田の名にもやと思ふなり、

〔倭名類聚抄五〕信濃國國府在筑摩郡行程上二十一日、下十日

〔信府統記七〕筑摩郡略註

凡當郡ハ、信濃ノ國府ナリ、郡ノ名トセル筑魔村ハ、古ハ塚覽ノ字ヲ書ケリト、庄内ノ地ナリ、庄内モ、國府ナルガ故ナリ、下カヤ、○下略

〔北國紀行〕神無月二十日あまりに、彼國府長野の陣所に至る事、晡時になれり、此野は秋の霜をあらそひし戰場、いまだはらずして軍兵野にみてり、

〔市河文書二〕著到

市河刑部大夫助房 同左衛門十郎經助

右信濃國水内郡常岩凶徒等、爲對治致軍忠候、并至于符中、令馳參候畢、仍著到如件、

建武二年三月日

承了花押原貞宗小

〔延喜式二十〕信濃國上管伊那高井諏方筑摩安曇更級右爲中國

〔倭名類聚抄五〕信濃國略註管十註伊那諏方須筑摩豆加萬安曇阿都之恐三誤更級志奈水内乃

知高井太賀埴科波爾小縣知比佐久

〔信府統記三〕信濃國郡號

水内高井埴科小縣佐久伊奈諏訪筑摩安曇更科